

監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の平成26事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査室、総務部企画調整課その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構本部において業務及び財産の状況並びに厚生労働大臣等に提出する書類の調査を行うとともに労災病院等の施設往査を行った。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、平成26事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のことから、機構の平成26事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 機構の業務は、別紙に記載した事項を除き、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 別紙に記載した事項を除き、役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、監事による監査が必要とされている事項については、指摘すべき重大な事項は認められない。

平成27年6月23日

独立行政法人労働者健康福祉機構

監事

高野光裕



監事（非常勤）

齋藤和也



別紙

障害者雇用状況の虚偽報告について

1 障害者雇用状況の虚偽報告及び発覚後の対応状況の概要

(1) 障害者雇用状況報告制度の概要

障害者雇用状況報告制度は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、一定規模以上の事業主が、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況（常用雇用労働者数、常用雇用障害者数、障害者雇用率（実雇用率）、法定雇用率に対する障害者の不足数等）を管轄公共職業安定所に報告するものである。

(2) 機構における障害者雇用状況の虚偽報告の概要

機構においては、障害者雇用状況報告を行うに当たって、常用雇用労働者数を實際よりも少なく計上する一方、常用雇用障害者数を實際よりも多く計上することにより、障害者雇用率が法定雇用率を達成しているかのように虚偽の報告を行ってきた事実が、平成26年8月に判明した。

(3) 虚偽報告発覚後の機構の対応状況

年月日	対応状況
平成26年9月5日 ～11月7日	・川崎公共職業安定所に対し、平成22年度から平成26年度までの障害者雇用状況の訂正を報告
平成26年10月2日	・厚生労働大臣に対し、虚偽報告の事実を報告し、同日付で記者発表及び機構ウェブサイトにて公表
平成26年10月7日	・臨時全国労災病院長会議において、理事長が院長及び事務局長に対し、障害者雇用状況の虚偽報告に関する説明を実施するとともに、障害者の雇用確保に関する指示を発出
平成26年10月10日	・機構と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会の設置により、障害者の雇用状況の虚偽報告に関し、その真相を究明し、厳正な処分を行い、再発防止策を講ずるための調査を開始（平成26年10月14日付で機構ウェブサイトにて公表）
平成26年10月14日	・理事会において、平成 26 年 10 月 10 日現在の機構本部及び労災病院等各施設の障害者雇用状況を報告するとともに、理事長による組織を挙げての障害者雇用への取組み強化の指示を発出
平成26年12月2日	・障害者雇用専門職の配置により、障害者雇用に関する助言及び指導の体制を整備 ・障害者雇用のモデル的な事業者となるために、障害者雇用のあり方を検討することを目的として、理事をリーダーとする組織横断的な障害者雇用改革プロジェクトチームを設置

平成26年12月17日	・第三者委員会の報告書を受領（同日付で記者発表及び機構ウェブサイトにて公表）
平成26年12月26日	・第三者委員会報告書を踏まえ、障害者雇用状況の虚偽報告に関与した役職員の処分等を実施するとともに、再発防止策の取りまとめを実施（同日付で記者発表及び機構ウェブサイトにて公表）
平成27年1月20日	・理事会において、具体的な不正の再発防止策を承認
平成27年1月26日 ～3月13日	・内部監査室による法令等に基づく届出、報告又は公表等の適正性を検証・評価する本部臨時監査を実施
平成27年3月19日	・横浜簡易裁判所による障害者雇用状況の虚偽報告に関する略式命令を受け、機構及び元理事ら3名が罰金を即日納付（同日付で機構ウェブサイトにて公表）
平成27年3月31日	・障害者雇用改革プロジェクトチームが中間報告を作成

2 障害者雇用状況の虚偽報告に係る公表内容の適切性についての意見

障害者雇用状況の虚偽報告に係る事実関係、原因究明及び再発防止策に関する公表内容に、特に指摘すべき不適切な点は認められない。

3 障害者雇用状況の虚偽報告の再発防止に向けた役員の業務執行状況についての意見

役員の善管注意義務に照らして、再発防止に向けた役員の業務執行の状況に、指摘すべき重大な事項は認められない。

以上